議会HP改善チーム

- 内容
 - ・チーム打ち合わせ、作業日
 - ・ 改善の方向と内容
 - ・今後の進め方
- ・チームの打ち合わせ、作業日(6回開催)
 - 1月15、24日、2月1日、4月13日、5月7、18日

議会HP改善の方向と内容

- 1 議会が独立性・独自性を持っている点が町民に伝わる(町民の議会)
 - 議会のトップページを作る
 - 町ホームページ・トップページ上部バーの行政・議会のリンクを、行政と議会に分離する
 - 議会だよりのリンク・アイコンを広報にのみやと同様に作る。
 - 組織から探す→議会事務局→議会トップページへのリンクを貼る
 - 二宮町議会へのアイコンは議場からニーノミーヤに差し替える
- 2 重要なトピックスや新着情報を伝える(開かれた議会、議会の見える化)
 - ・ 新着情報・トピックスを議会トップページに設ける
 - 新着情報の扱い(町トップページ?)
 - シェアにのみやのページをつくり、他からのリンクを貼る
 - · 開催予定も。
 - 町ホームページトップのレイアウトを工夫し、二宮町議会のアイコンが町長室のアイコンと同じく最初に見れる様にする。
 - ・ インターネット配信
 - ・ >ユーチューブ
- 3 求めている情報を特別の知識なしに得ることができる(わかりやすさ、公正性)
 - ・ 知りたいことに基づくメニューの設置
 - 議会だよりの検索のしやすさ(年月と簡単な内容)
 - 議員紹介に連絡先を入れる
 - TV中継の状況や予定が分かりにくい、DVD貸し出しの情報を議会トップページに入れる
- 4 町民から親しみやすい・見やすいページ・構成
 - ・ 知りたいことに基づくメニュー
 - PDFは文書そのものを載せる必要があるときのみ使用、それ以外は文字・表・図などを表示
 - 資料はアーカイブとして整理し、アクセスする
 - ・ 写真の配置・動きのあるアイコンを使用する
- 5 町民が意見を表明できる場を提供する 他
 - ・ 町民意見表明の場について引き続き検討する

今後の進め方

- ホームページ改善を実施する
 - 議会事務局・町地域政策課の協力を得る
 - 予算最小化のため、既成テンプレートを使用
 - ・議会だより6月議会号入稿後、作業が本格化(新しい ページは9月議会前?)
- 議会として取材・材料を整える(6月議会)
 - 本会議場(議員の着席写真 ネクタイ・ジャケット?)
 - 委員会の様子(第一委員会室・陳情審査)
 - 議員名簿に係るところ(データ)

・残る課題

- 町民が意見表明できる場を議会として準備することの 検討
- YouTube利用などインターネット利用の配信
- ・庁舎・議場整備へ向けて「開かれた議会を作る」「広報・広聴活動」の観点からの提言(ハード・ソフト両面)

町議会サイトマップ

議会を見る A-1

傍聴

テレビ中継

記録を見る B-1

議事録 B-2

- 本会議(外 部リンク)
- ●委員会議事 録

議会だより B-3

テレビ中継 DVD 意見を伝える C-1

> 請願·陳情 C-2

シェア二宮 C-3

- ●開催案内
- ●議事録C-4

議会情報と Q&A D-1

役割·構成·権限

議会で使 う言葉・用 語

D-2

議員名簿• 委員会構 成 D-3 開かれた議 会を目指して

E-1

議会基本条 例進委員会 の活動

E-2

予算•経費

E-3

- •政務活動費
- •議会交際費

議決まで の流れ

E-4

歴史•沿革

E-5

外部サイト 本会議議事録検索

二宮町議会

町議会トップページ



二宮町議会は、公正性と透明性を確保し、論点や争点を分 かりやすくして、より多くの民意を反映すべきと考えています。 また、町長その他の執行機関に対する監視及び評価の機能 を十分に発揮し、政策立案及び政策提言を積極的に行わな くてはなりません。

このように、各議員が自覚と見識をもって、町民の負託に応 えるべく的確な議会運営を目指すために、平成25年には二 宮町議会基本条例を制定しました。

(議会基本条例 前文より抜粋)

議会情報とQ&A

議員名簿 役割

構成

権限

議会で使う言葉・用語

開かれた議会を目指す ための活動

リンク:議会を見る 傍聴

テレビ中継

リンク:意見を伝える 請願•陳情

シェアニ宮

リンク:記録を見る

議事録 議会だより テレビ中継DVD

新着情報=お知らせ

(仮)4月13日 ホームペー ジ作成分科会開催

5月11・12日 シェア二宮 開催を開催します。今回は、 ラディアンギャラリーで、報 告内容を展示。議員がいま す。報告と意見交換会は、 次のテーマと日程で。

新着情報一覧を見る

リンク:議会日程

リンク:議員名簿

リンク:シェア二宮



サイトマップ

ご意見・お問い合わせ

二宮町議会事務局

議会を見る

議会を見ていただくには、傍聴とケーブルテレビの中継、当日の再放送があります。

傍聴:

実際に傍聴をすると、テレビや議事録だけでは伝わらない審議の全体の様子もよくわかります。

またテレビ中継はロビーでも視聴でき、赤ちゃんの ミルクなどにも使える白湯の用意や、冬はひざ掛けの 設置など、議会では町民の皆さまに気軽に傍聴してい ただけるように、さまざまなことに取り組んでいます。

本会議傍聴

本会議場は役場の3階にあります。入口の机にある傍聴カードに名前を記入し、箱に投函してから入場してください。資料は貸し出しますので、事務局にお声かけください。

議案は<u>こちら</u>でご覧になれます。

委員会傍聴

<mark>役場の</mark>3階にある第一委員会室です。入口に傍聴 カードがあります。資料は貸し出しますので、事務局に お声かけください。

リンク:議案・陳情

リンク:議会に設置されている委員会

湘南ケーブルネットワーク(SCN)で議会の模様をテレビ放映しています。

また、役場3階ロビーでも中継をご覧になれます。

生中継 午前9時~ SCN112(地上デジタル) 再放送(当日) 午後7時~ SCN112(地上デジタル)

☆一般質問は、手話通訳があります。 ☆中継を録画したDVDは図書館で貸し出しています (議会終了後、1か月程度で貸し出しを開始します)。

テレビ中継の日程

写真

ノートに貼り付けておきます。

リンク:記録を見る

リンク:議会日程

PDF 傍聴規程

議会・議決の流れ

リンク:意見を伝える

サイトマップ

ご意見・お問い合わせ 二宮町議会事務局

0463-71-3311(代表)

平成30年度 日程と議事録現状

本会議議事録 (外部リンク)



リンク:記録を見る

委員

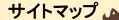
平成29年度・30年度の委員会

委員会名	日程	テーマ	議事録の閲覧
教育福祉	5月12日	学校のあり方	準備中
全員協議会	4月25日	いじめ方針 消防の広域化 他	事務局
総務建設経済		新庁舎建設	<u>HP •</u> 事務局

PDF:議事録

平成28年度以前の委員会

PDF:議事録



ご意見・お問い合わせ 二宮町議会事務局

写真(シェアにのみや)

「シェアにのみや」は直接意見のやり取りができる場これまで、より多くの皆さまからお声をいただくために、議会報告会や意見交換会を開催してきました。平成29年からは議会報告会や意見交換会の総称を「シェアにのみや」とし、お互いの顔を見て気軽に意見交換できるワークショップ形式で行ったり、ラディアンの展示ギャラリーや、小学校の交流ルーム、民間の施設等で開催するなど、手法や開催場所の試行錯誤を続けてきました。今後も、皆さまのご意見を伺い、シェアにのみやを活用し、まちづくりをしていきます。



チラシ: 開催案内

リンク 議事録



二宮町議会議員名簿(議席番号順)

議席番号1 小笠原 陶子(おがさわら とうこ)



政党:無所属

役職・所属委員会:副議長、教育福祉常任委員会委員、議会基本条例推進委員

会副委員長 当選回数:5回

議席番号 2~14まで

ウェブサイト、ブログ:

FC、Twitter、Instagram

リンク 政務活動費

リンク 議会交際費

PDF議員名簿(住所など)

表 役職一覧表

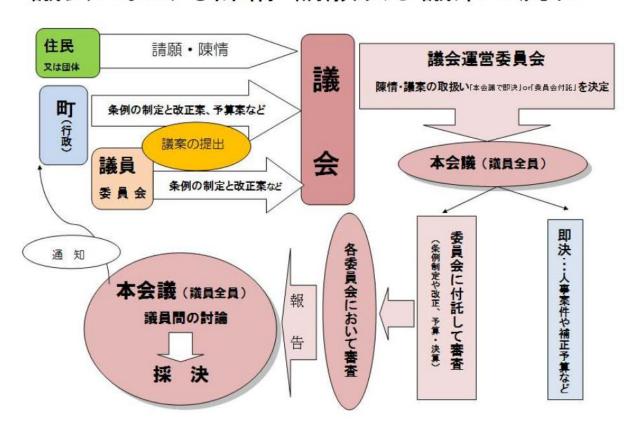
サイトマップ

ご意見・お問い合わせ 二宮町議会事務局

0463-71-3311(代表)

議決までの流れ

議会における陳情・請願及び議案の流れ



議会Q&A

開かれた議会をめざして

議会基本条例

議会で使う言葉・用語

サイトマップ 🍱

ご意見・お問い合わせ

二宮町議会事務局

0463-71-3311(代表)

町議会サイトマップ

議会を見る A-1

傍聴

テレビ中継

記録を見る B-1

議事録 B-2

- 本会議(外 部リンク)
- ●委員会議事 録

議会だより B-3

テレビ中継 DVD 意見を伝える C-1

> 請願·陳情 C-2

シェア二宮 C-3

- ●開催案内
- ●議事録C-4

議会情報と Q&A D-1

役割·構成·権限

議会で使 う言葉・用 語

D-2

議員名簿• 委員会構 成 D-3 開かれた議 会を目指して

E-1

議会基本条 例進委員会 の活動

E-2

予算•経費

E-3

- •政務活動費
- •議会交際費

議決まで の流れ

E-4

歴史•沿革

E-5

外部サイト 本会議議事録検索

二宮町議会

町議会トップページ



二宮町議会は、公正性と透明性を確保し、論点や争点を分 かりやすくして、より多くの民意を反映した討議と議決をしな ければなりません。

また、町長その他の執行機関に対する監視及び評価の機 能を十分に発揮し、政策立案及び政策提言を積極的に行わ なくてはなりません。

このように、各議員が自覚と見識をもって、町民の負託に 応えるべく的確な議会運営を目指すために、平成25年には 二宮町議会基本条例を制定しました。

(議会基本条例 前文より抜粋)

議会情報とQ&A

議員名簿 役割

構成

権限

議会で使う言葉・用語

開かれた議会を目指す ための活動

リンク:議会を見る 傍聴

テレビ中継

リンク:意見を伝える

請願•陳情 シェア二宮

リンク:記録を見る

議事録 議会だより テレビ中継DVD

新着情報=お知らせ

(仮)4月13日 ホームペー ジ作成分科会開催

5月11・12日 シェア二宮 開催を開催します。今回は、 ラディアンギャラリーで、報 告内容を展示。議員がいま す。報告と意見交換会は、 次のテーマと日程で。

新着情報一覧を見る

リンク:議会日程

リンク:議員名簿

リンク:シェア二宮



サイトマップ、

ご意見・お問い合わせ

二宮町議会事務局

議会を見る

議会を見ていただくには、傍聴のほか、ケーブルテレビ中継と当日夜に再放送があります。

傍聴:

実際に傍聴をすると、テレビや議事録だけでは伝わらない審議の全体の様子もよくわかります。

またテレビ中継はロビーでも視聴でき、赤ちゃんのミルクなどにも使える白湯の用意や、冬はひざ掛けの設置など、議会では町民の皆さまに気軽に傍聴していただけるように、さまざまなことに取り組んでいます。

本会議傍聴

本会議場は役場の3階にあります。入口の机にある傍聴カードに名前を記入し、箱に投函してから入場してください。資料は貸し出しますので、事務局にお声かけください。

議案は<u>こちら</u>でご覧になれます。

委員会傍聴

<mark>役場の</mark>3階にある第一委員会室です。入口に傍聴 カードがあります。資料は貸し出しますので、事務局に お声かけください。

リンク:議案・陳情

リンク:議会に設置されている委員 会

湘南ケーブルネットワーク(SCN)で議会の模様をテレビ放映しています。

また、役場3階ロビーでも中継をご覧になれます。

生中継 午前9時~ SCN112(地上デジタル) 再放送(当日) 午後7時~ SCN112(地上デジタル)

☆一般質問は、手話通訳があります。 ☆中継を録画したDVDは図書館で貸し出しています (議会終了後、1か月程度で貸し出しを開始します)。

テレビ中継の日程

写真

ノートに貼り付けておきます。

リンク: 記録を見る

リンク:議会日程

PDF 傍聴規程

議会・議決の流れ

リンク:意見を伝える

サイトマップ

ご意見・お問い合わせ 二宮町議会事務局

0463-71-3311(代表)

「情報なくして参画なし」

町政・議会への町民参画実現のため、議会の 記録を整理して閲覧できるようにしています。

本会議

期間、ことば、発言者 などで検索をすることができます。

- ・議決に至るまでの質疑・討論、
- ・町の課題に対する各議員の一般質問
- ・予算・決算に対する町長の方針を問う総括質疑

本会議議事録

各種委員会

ホームページで閲覧できる委員会議事録

- •総務建設経済常任委員会
- •教育福祉常任委員会
- •議会運営委員会
- ・議会基本条例推進委員会 (ホームページでは平成27年9月分から可能)

議会事務局で閲覧できる委員会議事録上記に加え

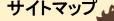
- •予算審査特別委員会
- •決算審査特別委員会
- •議会全員協議会

委員会議事録

リンク:議会を見る

写真

議会だより



ご意見・お問い合わせ

二宮町議会事務局

本会議

平成30年度 日程と議事録現状

本会議議事録 (外部リンク)

写真

リン 委員会名+日程+テーレンダー上)からPDFへいる

平成29年度・30年度の委員会

委員会名	日程	テーマ	議事録の閲覧
教育福祉	5月12日	学校のあり方	準備中
全員協議会	4月25日	いじめ方針 消防の広域化 他	事務局
総務建設経済		新庁舎建設	<u>HP ·</u> 事務局

PDF:議事録

平成28年度以前の委員会

PDF:議事録



議会だより

議会だよりは「議会だより編集委員会」が編集 し、年4回発行しています。

本会議での審議結果や、議会活動などを限られ た紙面の中で分かり易くお伝えするために、委員 会では、毎号、創意工夫に努めています。

PDF 最新号

バックナンバー(直接)

PDF 年 月号(1xx)

写真 (最新号表紙)



意見を出す・伝える

意見を出す・伝える

町政・議会への町民参画を促進し、議会による 政策形成・策定、町政に関するご意見をいただく ために、議会報告会&意見交換会(シェアにの みや)を開催しています。

また、要望や意見を直接議会に提出していただく請願・陳情制度があります。

写真 (シェアにのみや)

請願・陳情

町議会や町、国または二宮町以外の地方公共 団体の機関に要望や意見があるときに活用して いただきたい制度が請願および陳情です。

採択された場合、内容に応じ関係機関に意見 書が提出されます。

請願・陳情

シェアにのみや(議会報告会、意見交換会)

議会後には、議会報告会・意見交換会を行います。いただいた意見は、議会・議員活動に活かします。

シェアにのみや

サイトマップ

ご意見・お問い合わせ

二宮町議会事務局

0463-71-3311(代表)

陳情•請願

議会や町、国または二宮町以外の地方公共団体の機関に直接要望や意見がある時に活用していただきたい制度が請願および陳情です。

請願は憲法16条で認められた国民の権利の 一つで、文書で要望を申し述べるもので、議員の 紹介により町内外の個人や団体で議会に提出で きます。

一方、陳情は請願に類するもので、議員の紹介を必要とせず、請願と同様に町内外の個人や 団体で提出することができます。

請願、陳情は定例会で審議されますが、議会で 採択された場合、内容に応じ議長名で関係機関 に意見書が提出されます。

写真

請願・陳情の取り扱い・審議の流れ

常任委員会で審査・報告書作成 常任委員会で審査・報告書作成 常任委員会で審査・報告書作成 議長が議決結果を提出者に送付 議長が議決に付託

請願・陳情の取り扱いは議会運営委員会で決定します。 常任委員会で審査する場合、提出者は委員会に 出席し、提出理由の説明ができます。

議会運営委員会で審議になじまないと判断された場合は机上配付とされます。

提出方法

請願または陳情の趣旨、理由、提出年月日、提出者の住所、氏名(法人の場合は所在地、名称、代表者名)、押印(請願には紹介議員の署名が必要です。)し、議長あてに提出することになっています。

PDF 請願·陳情書式

サイトマップ

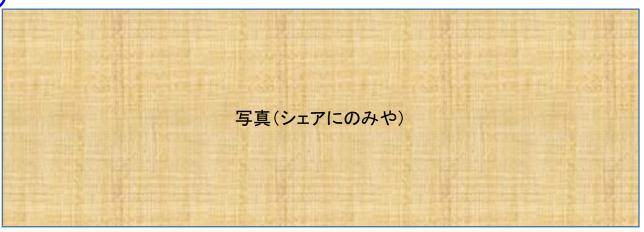
ご意見・お問い合わせ

二宮町議会事務局

0463-71-3311(代表)

シェアにのみや





「シェアにのみや」は直接意見のやり取りができる場

これまで、より多くの皆さまからお声をいただくために、議会報告会と意見交換会を開催してきました。平成29年からは議会報告会と意見交換会の総称を「シェアにのみや」とし、お互いの顔を見て気軽に意見交換できるワークショップ形式で行ったり、ラディアンの展示ギャラリーや、小学校の交流ルーム、民間の施設等で開催するなど、手法や開催場所の試行錯誤を続けてきました。

今後も、皆さまのご意見を伺い、シェアにのみやを活用し、まちづくりをしていきます。



チラシ: 開催案内

リンク 議事録



2018年1月開催

テキスト



画像

過去の開催分

リンク シェアにのみや 議 事録

PDF 2017年日付 意見交換会テーマ 高齢者福祉・学校教育

> PDF 日付 意見交換会テーマ 健康づくり

サイトマップ ご意見・お問い合わせ 二宮町議会事務局 0463-71-3311(代表)

役割:

議会は、二元代表制のもと、町民から選挙で選ばれた議員で構成され、町民の声を町政に反映するところです。

議会の役割は、町の政策を最終的に決定することと、決定した政策を町が適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているか監視することです。



構成:

町議会は、町民から選挙で選ばれた14名の 議員で構成されます。

本会議は、全議員をもって構成する議会の会議です。

委員会は、議員の一部で構成され、議会で審議される案件が複雑、多岐にわたる場合、本会議の付託を受けて少人数で専門的、集中的、 効率的な審査を行います。

町議会では議会運営委員会、総務建設経済 常任委員会、教育福祉常任委員会、議会だよ り編集委員会 そして議会基本条例推進委員 会を設置しています。

また、3月議会では予算審査特別委員会を、 9月議会では決算審査特別委員会を設置します。



権限:

町議会には、法律(地方自治法ほか)によって多くの権限が与えられていますが、主なものは次のとおりです。

- ・条例の制定又は改廃すること。
- ・予算の決定及び決算を認定すること。
- 条例で定める契約を締結すること。
- ・地方税の賦課徴収、使用料、手数料の徴収に関すること。
- ・財産の交換や信託及び条例で定める財産 の取得又は処分に関すること。
- ・条例で定める重要な公の施設で、長期及び 独占的な使用に関すること。
- ・副町長・教育委員・監査委員などの同意に関すること。

議会Q&A 続き



議会で使う言葉・用語

議会では、一般にはなじみがない言葉や用語 を使用することがあります。簡単な用語集を作 りました。

リンク: 議会で使う言葉・用語



D-2

議会で使う言葉で、一般的でなくわかりにくいものについて解説しました。(50音順)

用語 説明

委員会付託 二宮町では、少人数で専門的な審査を行うために、本会議から各種委員

会に審査を付託します。議案については案件ごとに議会運営委員会で本会議即決又 は委員会に付託するかを決めます。また、陳情・請願は内容

により、委員会に付託し審査します。

意見書 町の公益に関する事件について、国会又は関係行政庁に対して議決を経て提出

するものです。

一事不再議 同一会期中に一度議決された事件については、再び議決をしないという議事運営

のことです。

一般質問 行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況や将来に対する方針等につ

いて所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことです。二宮町では、

質問時間を1件につき40分、2件以上の場合合わせて60分と決めています。

一問一答 1問ずつ質疑を行う質疑の方法。二宮町では、一般質問は論点を分かり易くするた

めに、この方法をとっている。また、答弁者(執行側)は反問(逆に質問)することが

できる。

延会 議事日程の一部又は全部が終わらず、その日の日程を他の日に延ばして、その日

の会議を閉じることです。

会期 議会が議会としての権限を行使し、法的に活動することのできる期間のことです。

会期は、「議会日程のご案内」に定例会ごとに記載してあります。

開議その日の会議を開くことで、議長が議長席から「本日の会議を開きます」と

宣言をします。

会派 議会内に結成された議員の同志的集合体のことです。

議案 議会の議決を経るため、町長又は議員が議長に提出する案件のことで、地

方公共団体としての意思の決定を求めるものと、議会の意思を求めるものがあり

ます。

議員定数 地方自治法第91条に基づいて制定された「議会議員定数条例」に定めら

れている議員の定数のことです。二宮町の議員定数は、条例により現在14名と

なっています。

議会の権限・議決権 議会の持つ権限の中で、議決権は最も本質的かつ基本的なものであり、議

会の存在目的からも第一にあげられる権限。条例の制定・改正や予算の決定・決

算の認定などを行います。議会Q&Aの「権限」に内容を記載してあります。

議事日程その日の会議の議事の順序表のことで、議長が定めます。

休会 会期中に、一定期間議会の会議が開かれずに、休止している状態のこと

です。委員会は休会の時に開催します。

議決表決の結果得られた議会の意思決定のことです。表決は、個々の議員の

案件に対する賛否の意思表明であり、これが集積して形成される合議体

としての議会の意思決定が議決です。

継続審査 会議に付された事件について、当該会期中に議了できず、特に会議で議

決して付託を受けた委員会が閉会中に引き続き審査を行うことです。

「審議議案一覧」の中で、審査結果が書かれていない場合は継続審査と

なります。

議会で使う用語(さーわ行)

採決 会議に宣告した表決に付する問題に対して、議長が出席議員に賛否の 意思表

示を求め、その意思表示を集計することです。

採択・不採択 請願・陳情に対して、議会がその内容を審査して決定した賛否の意思 決定の

ことです。請願・陳情は議会のしくみに記載してあります。

散会 その日の議事日程に記載された事件の全てを議了して、その日の会議 を閉じる

ことです。

質疑 議題となっている事件について、提出者の趣旨説明の後、賛否又は修 正等の

態度決定が可能となるよう不明確な点について疑義を質すために行う発言のこ

とです。

趣旨採択 陳情について、願意は妥当であるため不採択とすることもできないが、実現性

等において問題等があるといった場合にとられる陳情に対する決定の方法のこ

とです。(必要か?)

常任委員会地方公共団体の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査を行わせるため、

条例で定め、常設する委員会のことです。(委員会構成、議決までの流れを参照

のこと)

表決

審議・審査 「審議」は、会議の中で付議事件について説明を聞き、質疑し、討論をし、表決

をするという一連の過程を指す用語のことです。

「審査」は、委員会において、議会の議決の対象となる議案等につて議 論し、一

応の結論を出す一連の過程を指す用語のことです。

審議未了 議会の会議に付議された事件が、当該会期中議了せず、継続審査の 決定も

なされないままに、会期を終えるに至った場合のことです。

調査権 町の事務について議決をもって調査できる権限のことです。

定足数 会議を開き審議を進め意思決定をするために必要とされる最小限の出 席議員

(議員定数の半数以上)の数のことです。

定例会・臨時会 定期的に招集されるのが定例会、必要がある時特定の事件を審議するため

に招集されるのが臨時会です。二宮町では、定例会は年4回と決めております。

動議 主として会議の進行又は手続きに関し、議員から議会に対してなされる 単純な

提議であって、議会の議決を経るべきもののことです。

討論 会議において、表決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対 かの自

己の意見を表明することです。賛否の意思を決めていない議員に、自己の意見

に賛同させる目的があります。

特別委員会 必要に応じて特定の事件を調査・審査するため議会の議決により設置するもの

議会の意思決定に個々の議員が参加するための手段で、議題に対して替成、

反対の意思表示をすることです。議長がこの表決を取ることを「採決」といいます。

閉会 議会を閉じ、法的に活動能力のない状態とすることです。

本会議全議員で構成する議会の会議のことです。

二宮町議会議員名簿(議席番号順)

議席番号1 小笠原 陶子(おがさわら とうこ)



政党:無所属

役職・所属委員会:副議長、教育福祉常任委員会委員、議会基本条例推進委員

会副委員長 当選回数:5回

議席番号 2~14まで

ウェブサイト、ブログ:

FB、Twitter、Instagram

リンク 政務活動費

リンク 議会交際費

PDF議員名簿(住所など)

表 役職一覧表

サイトマップ

ご意見・お問い合わせ 二宮町議会事務局

0463-71-3311(代表)

開かれた議会をめざして

F-1

議会は、町民のみなさまにわかりやすい議会、 身近に感じていただける議会を目指し、議員・議 会活動をしています。

ここでは、議員名簿、役割、委員会構成、報酬、 これまでの歴史・沿革などを公開します。議会を より身近にし、さらなる議会の透明化を目指すべ く、その根拠となる議会基本条例や、議会基本条 例推進委員会の活動もご紹介します。 写真

議員名簿

権限と役割

議会だより

委員会の構成

議会で使う言葉・用語

議会のお金

議決までの流れ

歴史•沿革

(2)

サイトマップ 🛕

ご意見・お問い合わせ 二宮町議会事務局

開かれた議会を目指すため

開かれた議会を目指すための基本となる議会基本条例や、議会基本条例推進委員会の活動内容をご紹介します。

【二宮町議会基本条例とは・・・】

二宮町議会は、公正性と透明性を確保し、論点や争点を分かりやすくして、より多くの民意を反映した討議と議決をしなければなりません。

また、町長その他の執行機関に対する監視及び評価の機能を十分に発揮し、政策立案及び政策提言を積極的に行わなくてはなりません。

このように、各議員が自覚と見識をもって、町民の負託に応えるべく的確な議会運営を目指すために、平成25年には二宮町議会基本条例を制定しました。

(議会基本条例 前文より抜粋)

E-2

写真

リンク 二宮町議会基本条例推進委員会の 活動内容

> リンク シェアにのみや (議会報告会&意見交換会) (のお知らせと議事録)

二宮町議会基本条例 (解説つき)

二宮町議会基本条例制定まで

→PDFかテキストか? PDFならタイトルわかりやすく

テキスト 要綱、規則 (議会報告会の要綱や規則)

サイトマップ

ご意見・お問い合わせ 二宮町議会事務局

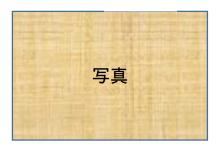
- 0463-71-3311(代表)

二宮町議会基本条例推進委員会活動内容

E-2

議会基本条例推進委員会は、10名で構成されており、さまざまな活動をしています。定期的にシェアにのみや(議会報告会や意見交換会)を企画・運営したり、議員提案や町民の皆さまからのお声により、議会制度や環境をより良く整えることもしています。

そして、二宮町議会を身近に感じていただき、理解 を深めていただけるように熱意をもって活動していま す。



リンク: シェアにのみや (議会報告・意見交換)

画像:さまざまな活動→手話で挨拶、ニーノミーヤ議員 のイラスト、 議員ポロシャツ、傍聴ロビー改善など (画像&実施日&テキストを貼り付ける)

> PDF 二宮町議会基本条例推進委員会 議事録

(日にち、テーマをタイトルに入れて、PDFでもわかりやすいように工夫する)



議会の運営は下記の予算をもってなされています。

- ・事務局運営のための費用
- ・議員報酬(年収入れる)

	議員報酬	期末手当		
	月額	6月	12月	
議長	382000円	946,596円	1,036,748円	4 4 + 8
副議長	299000円	740,922円	811,486円	4. 4ヵ月 18%加算
議員	283000円	701,274円	768,062円	10%加昇

• 政務活動費

政務活動費は、政務活動費は、会派及び議員が 実施する調査研究、研修、広報・広聴、各種会議 への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、 町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進 を図るために必要な活動に要する経費に対して 交付するものです。

議会交際費

交際費は、地方自治法に規定された歳出予算区分の一つで、議会の円滑な運営を図るために、議長等が議会を代表して、外部の個人又は団体と交際する際に要する経費です。

リンク 政務活動費

リンク 議会交際費



政務活動費

く政務活動費>

政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的として、議員の調査活動の基盤の充実を図る観点から、平成12年の地方自治法の改正により、制度化されたものです(制度化当時の名称は「政務調査費」で、平成25年施行の地方自治法改正により、名称が「政務活動費」に改められました。)。地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、地方公共団体が条例により、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派又は議員に対し交付するものです。

二宮町では、「二宮町議会政務活動費交付に関する条例」により、会派に交付しています。

交付対象、交付額および交付方法

交付対象 : 会派(所属議員が1人の場合を含む)及び個人

交付額: 一人あたり月額7500円×12月=90,000円

交付方法 : 5月に1年分を交付

政務活動費を充てることができる経費の範囲 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、「二宮町議会 政務活動費交付条例」において定められています。

二宮町議会政務活動費交付に関する条例

政務活動費の手引

政務活動費の適正な運用を図るため、「使途基準」を策定しています。

PDF 二宮町議会政務活動 費交付に関する条例 PDF二宮町議会政務活動費 交付に関する規則

PDF 政務活動費の使途基 準

収支報告について

政務活動費の交付を受けた議員または会派の経理責任者は、 前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月 日まで に収支報告書に領収証の原本その他支出を明らかにする書類 を添えて議長に提出することとなっています。

収支報告書は、市ホームページおよび町役場3階議会事務局 において閲覧することができます。議会事務局では、支出の根 拠となった領収書なども閲覧できます。

PDF H29政務活動費まとめ

PDF H28政務活動費まとめ

PDF H27政務活動費まとめ

リンク 委員会の構成

リンク 議会で使う言葉・用語

リンク: 開かれた議会を目指して

サイトマップ

ご意見・お問い合わせ

二宮町議会事務局

議会交際費

• 議会交際費

交際費は、地方自治法に規定された歳出予算区分の一つで、議会の円滑な運営を図るために、議長等が議会を代表して、外部の個人又は団体と交際する際に要する経費です。

町議会交際費 30年度

	支出額
4月	15,000円
5月	35,351円
6月	5,000円
7月	0円
8月	0円
9月	20,000円
10月	15,000円
11月	28,000円
12月	1,000円
1月	62,000円
2月	14,720円
3月	
累計(38件)	196,071円

+ 月ごとの支払額・支払先の表

PDF 29年度議会交際費

PDF 28年度議会交際費

PDF 27年度議会交際費



議決までの流れ

議案

- •条例案
- •予算·決算案
- •契約の締結
- •財産の取得や処 分
- •請願・陳情 など

議会運営委員会で取扱いを検討、

- 本会議で決定
- •委員会に付託
- •即決

委員会審議

(委員会付託となった場合)

- •常任委員会
- •特別委員会



本会議で議決

- 質疑
- 討論
- •採決

町の議案は、町長提出議案と議員提出提案の2 種類があり、本会議で議決します。

議会に附される議案は、議会運営委員会で扱いを検討し(本会議の審議だけで議決(即決議案)、委員会に付託し審議を深めるもの(付託議案)など)、本会議に提案し、本会議で扱いを決定します。委員会で審議をした場合の結果は、本会議に報告され、賛否を問います。

議会Q&A

開かれた議会をめざして

議会基本条例

議会で使う言葉・用語

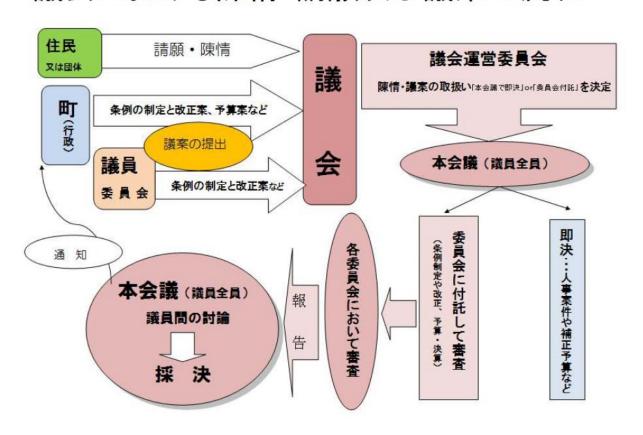
サイトマップ

ご意見・お問い合わせ

二宮町議会事務局

議決までの流れ

議会における陳情・請願及び議案の流れ



議会Q&A

開かれた議会をめざして

議会基本条例

議会で使う言葉・用語

サイトマップ 🍱

- ご意見・お問い合わせ
- 二宮町議会事務局

0463-71-3311(代表)

	17	1804		EAST TO MODERATE TO SEE STATE OF THE SECOND	SAR BARRING, AMPLERO)
		1000	48	WERNING(III)	二直直至中怀护会队,但但对自由中央
	•			W SERVICE CO. L. C.	-HELPHYIN, 640 ERAJE
明治					
				R-B-B-B-CREAR RAM-SHO	
		1000		######################################	報告的の人口は1884人内で紹介・人口におんだと、私の名間や子似と、食工品の発酵をどう
	•	_			
				NAMES (MANAGEMENT) MANAGEMENT	
		***	48	WARRING CHARGE COARD	京京 14人, 株平共101日, 有物型101日以上 10日子(147日)
			11.8	NA TRIBUTERRY SALVE)	
	*	1005	un.	######################################	
			11,8	True-spiritual (vol)	BRANKE
		1007	un.	n-management)	MASSIBAL WITCHSCLIFFERINTERIN
		1000		Repose	пуска при
				SSSSTYSSSSS)	(MRO. (MRZ 1917/00/M2) (4-// 1918 од — (1// 1// 1// 1// 1// 1// 1// 1// 1// 1/
			.,	TAI-REGRACE(VE)	土木(40, 福田(10), 新田(10), 南丘(40)
					±末(の)、 (機能(の)、 機能(の) (地域(の)、 機能(の)
	20	1949	1-431	RRHONESTRAK	JR 企业平均产业企业企业人。1800年1914
					MATERIAL CONTINUES CONTINU
			4.8	=#####################################	「ガラスの分配が、日本教学を人の大会会も、多くの理論を
				BARONO .	
		1947	4.9	NYAMPHIN TO A STATE OF THE STAT	terostements and
				R:0-1000(mm)	28:46:40:00.000x=20:7000
			48	BA : Bijokida	それずなども最後、最後だり間の行からいの行いがなから、」(自由の大学的と数行用の行動的
				######################################	
		1949	.,	の 不可能は 本で は pape (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
		1001	48	Ny SEC - Ny SEC	\$8\$mALBAKABARO, 10\$\$MB, 888000, 4%
			7,9	SHARA-HURAAGHOGRUH)	WHEREGOE BELIFORE GRAPUS - COR
neso					
			•#	BARRAR GATEROBRICANO	BRACON-PORCE BANGE 45-VIII
	27	1002	10,8 0,8	中国による音楽を表現を表現 数本で「高点を認知を表現について」計画	*を(マッツ)を対象がも基準と 概念は第一の個人を表示し
				叶从平台位在下达、叶美的在	COMMINGOLIMBER - ANNICZENS
			48	1/40-100	RESERVE, MODERN, RECORDER, REARIN, RECORDINGS CONTRIBUTES
				AS-COLUMN T-5-LANG-COMMUNICATION AND COM	Enarch, AREMONEUL/CORRESEMBLY-CU-C
			•#	PRESIDENT GLASS	東7000000-10-217、(自由日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本
	**	1889	2.11	RHARIMRARE	
	•	***	4.77	= BT/ABY-A RESIDENTIAL ROOM	STANDERL ARREST FRESANCIAL SYCLARO
				所 <u>是的全部</u> (40数)	
			•я	総合で会員の内閣、在北京駅の政策は収集 の取り、こ れを取けて会議を対策的なセリコール部を (1222)	大規模MALE=RT LANGUAGEN
			10,79	BA-MAPPE	
			11,8	R-MARCHINEPONIO	23844, 2544(MERICIA, MERICONSIDERRINO), WASHIRENINGS
	*	1000	4/1	BATERIE (III)	
			123	#MAY-BEROKS	自身が正式とうかで、正式学生を記載 (1988年については取りを記念)
		100	4.7		OPERATOR (TERRITOR) OPERA (SIRITAR 16, SIRITAR 16, SIRITAR 176, SI
	41	100	11,9		EMP SECULA, SECULATIO, SECULOS.
	44	1000	1,5 1,5	「大学の開発的ななない。」 「大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	
ı			u,	产金额产型工作的产品的基础	高水の二部内を配付用センナ 切りに立て
	**	1854	11,8	NY SE-PROMISSION MARKENINY	対象研究して、11億人10を金融 2010年の開発を示する
		1000	7,8	maratan	HILLING (A-CAS-)-WORKS-WICENES)
				製用用剤 2000円 1000円 10	
				BARMONO COLOR	
				BARRON COL	
		2010	3 <i>P</i> J	0.004/MR:20/MR:00/MR:00	

二宮町議会の歴史は1933 年(昭和8年)の村議会から 始まります。

太平洋戦争の体制翼賛議会を経て、現在の議会がつくられました。議会運営や審議の仕方も徐々に整えられて来ました。

町では11月の町議・町長 同時選挙になっていますり ました。1958年、市町村合 併を巡って議会と町長が対 立、双方が辞任したため、

議会基本条例

サイトマップ

ご意見・お問い合わせ 二宮町議会事務局

「二宮町議会基本条例」見直しチーム 前期検討報告に対する検討結果

【第3章 議会運営】

(委員会活動)

第8条第2項 各委員会相互で課題のレベルを合わせることが必要である。

検証報告 各委員会で予算・事業に取り入れられる提案はできている。

教育福祉常任委員会=二宮町子どもも大人も輝く心身きらり健康づく り条例の制定。

> 総合型地域スポーツクラブ開設に向けた提言書 の提出。

総務建設経済常任委員会=「公園のあり方」について調査研究、公園統 廃合計画を検証。

第8条第3項 評価の仕方については、今後、行政への指摘だけではなく、対案を提示 することが必要と考える。

検証報告 「事業効果チーム」をつくり、両委員会で抽出した事業内容を精査して きたが、予算・事業への反映のため、今後も継続が必要である。

(自由討議)

第9条 以前に比べ、条例施行後は委員会の中での議員間討議ができるようになったが、本会議でも議員間で討議ができるようにしていくことが望ましい。今後の課題として運営の見直しを検討する必要がある。

検証報告 論点・争点を明確にするための自由討議は必要である。個々の意見を集約 し、議会としての論点・争点をまとめる日数を要する。

(政策討議)

第10条 さらなる議員の質の向上を目指すことが必要である。

検証報告 予算や決算の質疑において、「総合計画」に添った内容の検証が少なく、 今後も課題となる。

【第4章 町民と議会との関係】

(議会情報の公開及び広報)

第 13 条 本会議や委員会等のインターネット配信、また委員会議事録をホームペー ジで公開することへの検討が必要である。

検証報告 委員会議事録はホームページで公開された。ただし、検索しにくい点は改

良すべし。

【第5章 議会と町長との関係】

(町長等の政策形成過程の説明)

第 18 条 さらに条例に沿って、本会議での質疑や予算また決算議会において活用を 図ることが必要である。

検証報告 議案説明や質疑は6項目に基づき行うこととする。

【第6章 議会の体制整備】

(議会事務局の機能充実)

第 21 条 議員個々が議会事務局の機能について共通認識を持ち、更に活用してい くことが必要である。

検証報告 事務局の職責を認識し、議会活動への支援強化を求める。

(図書資料の充実)

第22条 議会図書室の役割について検証が必要である。

検証報告 議会図書室の必要性について議論が必要。

(予算の確保)

第23条 毎年町へ予算要望をしており、わずかだが実現はしているものの、更に機能充実を図ることが必要である。

検証報告 議会全体としての意見を集約し、予算要望する。

2018年4月17日 (火) 9時30分~11時30分 検証チームメモ

参加:二宮、前田、桑原、野地、柳川

傍聴:善波

二宮町議会基本条例第 26 条に基づき、本条例の目的が達成され、また正しく運用されているかの検証を行いました。まず、前期推進委員会(平成 25 年 4 月~平成 26 年 11 月)の検証報告について、現状分析を行い、あらためて各条項の検証を行いました。前期推進委員会の指摘事項 9 点についての検証に加え、今後さらに改善・検討すべき点として、以下の 4 点を報告いたします。

(●は現状についての意見)

第2章 議会と議員の活動原則

- 第3条第1項第3号 議会は議決に至るまでを町民に明確に説明することで議決責任を果たす。
 - ●委員会として議論するが、全体意見ではない。
 - ●現状は委員会が議会全体の議決になる。
 - ●明確にしたいが充分でない。
 - ●議会の議決に関して町民意識と現状の温度差がある。

まとめ 重要案件は全員で討議できる場が必要である。

- 第4条 議員の活動原則は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 全員で自由討議 (議員間討議) する場が必要。
 - (3) 全体の奉仕者として引き続き留意しながら活動する。
 - (4) 政策立案・政策提言の位置づけを明確にする。
- まとめ 先進事例の研究などの研修の場が必要。

(会派)

- 第6条 議員会派を結成することができる。
 - ●条例の逐条解説によれば、会派とは複数の議員による集合体であり、一人会派が存在 するのは矛盾する。

まとめ 一人会派は認められない。

第3章 議会運営

(委員会活動)

- 第8条第4項 委員会は、前2項に関し公聴会制度及び参考人制度を採り入れ、専門的知 見を活用することができる。
 - ●専門的な意見を聴く機会があまり無かった。
- まとめ 委員会の閉会中の継続調査においても、専門的知見の活用だけでなく、執行者 からの資料提供・説明の要請を積極的に行うべきである。